

## 「第 2 期香川県健やか子ども支援計画」の変更について（素案の概要）

### 1 計画の趣旨

「第 2 期香川県健やか子ども支援計画」（以下、「本計画」という。）は、少子化の流れを変え、次代の担い手となる子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、本県において、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に実施するための計画である。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法、子育て県かがわ少子化対策推進条例その他の法律等に基づく子どもや子育てに関する計画を一体的に策定するものであり、本県の総合計画である「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画（以下、「総合計画」という。）のうち、「子育て支援社会の実現」のための個別計画である。

### 3 計画変更の趣旨

本県の総合計画の計画期間と調和を図る観点から、計画期間を 1 年延長するとともに、子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の計画期間満了に伴う改正を行うほか、こども基本法及びこども大綱が定められたことによる所要の改正を行うものである。

### 4 計画変更の主な内容

(1) 「令和 2 年度から令和 6 年度まで」とする本計画の期間を 1 年延長し、「令和 2 年度から令和 7 年度まで」とする。【第 1 Ⅲ 計画の期間】

(2) 子ども・子育て支援法に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画に係る部分について、令和 7 年度から令和 11 年度までの教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容について改正を行う。【第 3 Ⅱ 子育て拠点の充実、第 4 県内市町ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策等】

＜県内全域の各年度における教育・保育の量の見込み（需要）と実施時期（供給）＞

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	29,393	28,528	27,788	26,995	26,590
②確保	38,408	37,948	37,666	37,544	37,447
確保状況（②-①）	9,015	9,420	9,878	10,549	10,857

※令和 7～11 年度の数値は各市町において精査中のため、暫定値を記載

(3) こども基本法及びこども大綱の策定に伴い、下記の改正を行う。

- ① 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」やこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」など、子ども・子育て支援施策に関する計画を一体のものとして策定した計画としての位置づけ及び所要の改正【第1Ⅱ 計画の性格、第5Ⅳ こども大綱を踏まえた枠組み】
- ② 令和6年度に創設されたこども・子育て支援事業債（総務省）の活用を踏まえた所要の改正【第3Ⅱ 子育て拠点の充実、第3Ⅲ8 みんなで子育て】
- ③ こども基本法に規定された子ども・若者の意見表明等の機会確保及び意見を踏まえた対応に係る所要の改正【第3Ⅲ みんなで子育て、第5Ⅲ 子ども等の意見聴取の取組み】

「第2期香川県健やか子ども支援計画」の変更について（素案） 抜粋

変更後	変更前
<p>Ⅲ みんなで子育て            &lt;&lt;課題&gt;&gt;            ○ <u>貧困により、子どもが適切な養育や教育、医療を受けられないことや多様な体験の機会を得られないことがないよう、子どもの現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぎ、権利利益を害され、孤立することのない社会を実現する必要があります。</u></p> <p>&lt;&lt;施策の方向性&gt;&gt;            ○ <u>貧困の状況にある方の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、ひとり親家庭や子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に取り組みます。</u></p> <p>6 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進            (2) 生活の安定に資するための支援            ○ <u>子どもたちが学習に集中し、教育が身につくためには、毎日の生活を、経済面だけでなく、身体的・精神的にも安定して送れることが重要であることから、親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援、子どもやその家族の生活支援、住居の確保、保健医療サービスの利用に関する支援、子どもの就労支援、住宅に関する支援、児童養護施設退所者等に関する支援、支援体制の強化など、生活の安定に資するための支援を行います。</u></p> <p><u>(4) 民間の団体の活動の支援</u>            ○ <u>子ども食堂は、主にNPO法人や任意団体などの民間団体が運営しており、貧困の状況にある子どもやその家族への支援のみならず、地域における子どもの居場所であり、地域のつながりをつくり、支援を回る場としても重要な役割を担っていることから、そういった団体が安定した運営を行えるよう、子ども食堂と関係機関の連携強化を図ることにより、活動の支援を行います。</u></p> <p><u>(5) 行政、相談・支援機関、地域の役割と連携の推進</u></p>	<p>Ⅲ みんなで子育て            &lt;&lt;課題&gt;&gt;            ○ <u>子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会を実現する必要があります。</u></p> <p>&lt;&lt;施策の方向性&gt;&gt;            ○ <u>すべての子どもが健やかに育つことができるよう、ひとり親家庭や子どもの貧困対策の推進に取り組みます。</u></p> <p>6 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進            (2) 生活の安定に資するための支援            ○ <u>子どもたちが学習に集中し、教育が身につくためには、毎日の生活を、経済面だけでなく、身体的・精神的にも安定して送れることが重要であることから、親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援、<u>保護者</u>や子どもの生活支援、子どもの就労支援、住宅に関する支援、児童養護施設退所者等に関する支援、支援体制の強化など、生活の安定に資するための支援を行います。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 行政、相談・支援機関、地域の役割と連携の推進</u></p>